

楽しく乗るために正しい乗り方を学ぼう

親子で学ぶ初めての自転車教室

「自転車に乗ったことがない」「まだ自転車に乗れない」未就学児から小学生までを対象に、講師が自転車の乗り方を教えます。安全に乗るための交通ルールやマナーもあわせてお伝えします。申込方法など詳細は区HPをご覧ください。

日程	時間	対象	会場	定員(先着)	自転車	保護者の伴走
10月3日(土)	①午前10時～正午 ②午後1時～3時	小学生	産業プラザ	各15組	レンタル可	必要
10月24日(土)	①午前11時～11時45分 ②午後1時～1時45分 ③午後2時～2時45分 ④午後3時～3時45分	3歳6か月～7歳6か月		各10組	レンタルのみ	
11月15日(日)	①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分	4歳～小学生		各14組	点検済みの自転車を持参	
12月12日(土)	①午前10時～正午 ②午後1時～3時	小学生		各15組	レンタル可	

問 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当 TEL 5744-1315 FAX 5744-1527



自転車教室参加者の声



交通反則通告制度 よくある質問

Q 自転車は絶対に車道を通行しないとダメですか？

A 原則、車道を通行することとされていますが、**以下の場合は歩道を通行することができます。**

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき
- 運転者が12歳以下の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人であるとき
- 著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのため、車道の左側を通行することが難しいとき



歩道を通行する場合は、歩行者の安全の確保のため、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行(直ちに停止できるような速度で進行)するようにしましょう。

Q 自転車は車道のどこを走れば良いですか？

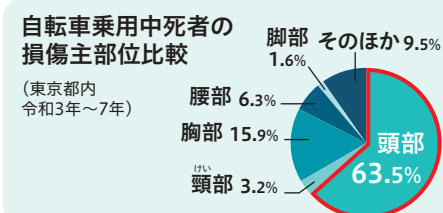
A 道路の左側の端に寄って通行してください。自転車ナビマークや自転車ナビラインがある場合は矢印の向きに進行してください。



Q ヘルメットを着用しないと取り締りの対象になりますか？

A ヘルメットの着用は道路交通法で努力義務として定められており、交通反則通告制度(青切符制度)の反則行為の対象外となります。

命を守るためにヘルメットを着用しましょう！



自転車事故で死亡した人の